

○公平委員会の公印に関する規則

制定 平成19年3月30日 公平委規則第3号

(趣旨)

第1条 公平委員会で使用する公印については、この規則の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印は、豊中市伊丹市クリーンランド公平委員会委員長印とする。

2 公印は、次のとおりとする。



(職務代理の場合の公印)

第3条 委員長に事故等があるため、他の委員が職務代理者になり、その職務を代理する場合においては、公印を使用するものとする。

(管守者)

第4条 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者として、管守者を置く。

2 管守者は、公平委員会事務局長（以下「事務局長」という。）とする。

3 管守者は、盗難、紛失、不正使用等のないよう厳重に公印を保管しなければならない。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳を備えて、公印をこれに登録しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。